

社会教育の法制度と社会教育行政の基本原則

人々の学習機会が多様に存在するなかで、民間の営利機関や非営利機関の役割が次第に注目されるようになってきた。

行政機関が提供する学習機会は、社会教育の制度が確立する第二次大戦後から、中心的な位置を占めてきている、今日でもその役割は終了したと言うわけではない。

社会教育行政によって立つ法制度の概観を把握し、その基本原則がどのようになっているのか検証する。

1、社会教育の法制度の概観：「教育基本法と社会教育法」

公教育としての社会教育である。

公教育の範疇は、広義にも狭義にも捉えられるのであるが、**行政が関与すると言う意味での公教育**と言うことになる。

公教育を、学校教育法 第1条に規定している学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校)で行われる教育として限定的に考えてみると、

基本原理として、**義務制、無償制、中立性**が指摘されることがあるが、

社会教育の領域に限定して、公教育と言う場合には、このように狭くは捉えない。

すでに、民間の営利機関、非営利機関は、学習機会を提供し、それらが無視し得ない状況になっていることを指摘しておくが、それが教育として広く学習機会を提供しているのであれば、公教育の範疇に入れるわけであり、それに、何だかの行政的関与があれば、ここでの検討の対象となるであろう。

つまり、これは、教育と言う営為であって、公金による行政的関与がある民間の学習機会、と言うことである。

これまで民間の営利、非営利の学習機会と言ってきたのは、そういう位置づけになる。

最も理解しやすい**公教育としての社会教育**とは、**教育委員会が担っている社会教育**である。

それは、教育基本法(1947年 昭和22年)、全面改正(2006年 平成18年)に基づき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(1956年 昭和31年)と社会教育法(1949年 昭和24年)によって規定される。

教育委員会がその任務として行っている事務・事業のことである。

教育基本法では第3条、「生涯学習の理念」が、

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切

に生かすことのできる社会の実現が図らなければならない。
と規定され、第 12 条で「社会教育」が、

個人の要望や社会の要請に応え、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

と規定されている。

また、第 13 条では、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」について、学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と任務を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

と言う規定がなされている。

改正前の教育基本法においては、現行法の第 3 条、第 13 条にあたる条文はなく、「社会教育」については第 7 条において、

家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

②国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

と規定されていた。

なお、ここで言及された家庭教育は、現行法では、第 10 条として特立されている。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)は、教育委員会の設置を始めとする教育行政の基本的な事項が定められているが、そこでは、社会教育関係の事務は、第 23 条に示されている。

それらは、「青少年教育、女性教育及び公民館の事業、その他社会教育に関すること」として概括的に示されるが、関連して「スポーツに関すること」「文化財の保護に関すること」「ユネスコ活動に関すること」などもある。

ただし 2007 年(平成 19 年)には、第 24 条の 2 で、スポーツ、文化に関すること(文化財の保護に関することを除く)については、条例によって自治体の長に職務権限を移すことが可能になるような改正がなされている。

さらに第 30 条では、「教育機関の設置」について規定されているが、「教育機関」として、「学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関」が示されている。

社会教育関係では、青少年教育施設も教育機関として続くことになる。

また、都道府県教育委員会は市町村に対し、「必要な指導、助言又は援助」を行うことができるが、社会教育関係では、「青少年教育、女性教育及び公民館の事業、その他社会教育の振興並びに芸術の普及および向上に関し、「指導及び助言を与えること」が例示されるとともに、社会教育主事の派遣についても触れられている。

社会教育法は、教育基本法の全面改正を受けて部分的な改正がなされたが、その考え方は、制定時以来、基本的には変更はないと考えることができる

社会教育法は、教育刷新審議会の権限によって制定が求められたことに応じる形で、1949 年(昭和 24 年) 4 月に国会に提案法案が提出され、同年 6 月に成立している。

第 1 条で、教育基本法の本質にのっとり、「社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする」ものであることが示され、

第 2 条 この法律での「社会教育」は、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)のことであるとされている。

さらに、第 3 条では「国及び地方公共団体の任務」として

国及び地方公共団体は、その法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布、その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に関する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うにあたっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、それに適切に対応するために必要な学習の機会の提供、及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第 1 項の任務を行うにあたっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することに鑑み、学校教育との連携の確保に努め、および家庭教育の向上に資することになるよう必要な配慮するとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資する事となるよう努めるものとする。とすることが規定されている。

第 2 項が、教育基本法改正と連動している事は明らかであろうが、これについては「市場原理と国民統合に対応する社会教育行政を課した事は重大な変化である」と言う批判も存在している。

第 3 項は、平成 13 年の改正で変わっていたものであるが、社会教育法、社会教育行政が、様々な要因によって揺れ動いている有り様が見てとれる。

社会教育法は、第一章 総則 第二章 社会教育主事及び社会教育主事補、第三章 社会教育関係団体、第四章 社会教育委員、第五章 公民館、第六章 学校施設の利用、第七章 通信教育、その他 57 条と言う構成になっている。

社会教育法 第 9 条では、図書館と博物館については次のように規定している。

図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律を持って定める。

これに基づき、図書館法(昭和 25 年)、博物館法(昭和 26 年)が制定されているが、図書館法は、第一章 総則、第二章、公立図書館、第三章、市立図書館、その他 29 条と附則と言う構成。

博物館法は、第一章 総則、第二章 登録、第三章 公立博物館、第四章 私立博物館、第五章 雑則、その他 29 条 附則と言う構成になっている。

このほか社会教育関連の深い法律としては「生涯学習の振興のための政策の推進体制等の整備に関する法律」(1990 年(平成 2 年)「生涯学習振興推進法と言われることが多いが、「権利として社会教育」を標榜する反文教行政の立場の人々は、「生涯学習振興整備法」と呼ぶことが多い(スポーツ基本法(2011 年(平成 23 年)。スポーツ振興法(1961 年(昭和 36 年)の全面改正)、子供の読書推進に関する法律」(2001 年(平成 13 年)「劇場、音楽堂頭の活性化に関する法律」(2012 年(平成 24 年)がある。

社会教育行政の基本原則・原則

ボランティアの概念 → 自発性 → 民間ボランティア



制度化と専門性 ← 法的・権力的、行政的規制



組織化 → 法令化



社会教育法 → 社会教育行政の柔軟性・任意性

→ 公教育 → 地方自治体 → 学校教育
↳ 社会教育

行政が担う社会教育(現行制度)

- ・専門性 → 社会教育主事、図書館司書、博物館学芸員
- ・分権 → 第5条・第6条 → 当該地方自治体の必要性に応じ → 市町村
→ 自立性の指導 → (県)
- ・参加 → 社会教育委員会、公民館運営審議会
- ・民間との連携 → 社会教育関係団体

今日の課題をなっている規制緩和・分権・参加 については、すでに 法制定時には盛り込まれていた。

社会教育法・社会教育行政における社会教育の構造

社会教育法に基づく社会教育行政は、

- 1、社会教育主事 (都道府県及び市町村の教育委員会事務局に置かれ、「社会教育を行うものに専門的技術的助言、指導を与える」) ←教育公務員特例法による教育公務員、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」
- 2、社会教育関係団体 ←非営利組織・団体、団体運営、自立化支援、助言
- 3、社会教育委員 ←住民の「公的社会教育」への参加システム
- 4、社会教育施設 (公民館、図書館、博物館、その他)

という要素によって機能する仕組みがすでに整えられている。

社会教育法 第2条「組織的な教育活動」

「あらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自らの實際生活に属する文化教養を高め」ようとする「すべての国民」に対して「環境を醸成」するものであり、

第3条 そのために市町村、都道府県が行政として実施する事務を示している(第5条・第6条)、

次いで、社会教育主事という、「教育」を担う人的な面での要素を規定し、(第9条の4から6)

社会教育関係団体という民間の担い手についての規定を加え、(第10条から第14条)

行政への「参加」のルートとして社会教育委員についての規定を行い (第15条から第19条)

社会教育の拠点として「公民館」についての規定をしている (第20条から第42条)

という構成になっている。

地方教育行政機関

教育委員会 ← 合議制 ← 地域教育政策の決定

↑

社会教育委員会 ← 独任制 ← 社会教育計画、社会教育事業計画、文化振興計画
社会教育推進体制、専任職員配備

社会教育施設計画施設計画、

(公民館、 図書館、 博物館等)

↑

↑

↑

公民館運営審議会 図書館運営協議会 博物館協議会

(住民の社会教育、運営参加システム)

↑

公民館事業に係る公民館長の諮問に応じ、審議内容を答申する

委員 (家庭教育代表、学校教育代表、社会教育代表、知識経験者)

公民館の事業計画・方法 ← 諮問課題

- ・事業の必要課題 (家庭教育、学校教育、社会教育の連携事業)
- ・現代的課題 (まちづくり、情報化・技術等、少子高齢化、文化創生)
- ・リカレント教育 (大学教育との連携、リカレント教育の推進、環境保全・防災情報)
- ・文化振興推進、団体支援 (地域文化振興事業の提案、推進→文化振興計画づくり)

(活動の方法研究)

学級講座、講習会、講演会

祭り、イベント、展示・展覧会

会議活動 (ファシリテーター)、事業コーディネーター (相談・情報提供)

活動への施設・備品の提供